

令和7年度保存版

令和7年5月13日

保護者様

豊田市立上郷中学校
校長 伊藤 宏志

重要 高齢者等避難（警戒レベル3）の対応の詳細について

別紙、「異常気象・地震発生時の対応について」の中に記載した「高齢者等避難」についての対応の詳細についてご案内します。なお、本文書は、上郷中学校ホームページにも掲載しております。

記

1 高齢者等避難とは

「高齢者等避難」とは、災害対策基本法の規定に基づいて、市町村長が避難の準備を呼びかける情報を発表するものです。「避難指示」の下位の情報として位置付けられており、気象情報などに注意していつでも避難を始められるように準備することや、高齢者等の避難に時間を要する人や地理的条件から、より危険を強く感じる人が避難を開始することを呼びかけるものです。河川の氾濫による「高齢者等避難」は「町」単位で発令されます。

2 上郷中学校区の対象となる地区

- (1)河川氾濫のおそれのある場合
　畠部小学校区：畠部西町、畠部東町、配津町、桝塚東町
　高嶺小学校区：桝塚西町
(2)土砂災害のおそれのある場合
　上郷中学校区に該当箇所はありません。

3 高齢者等避難への基本的な対応

- (1)登校前の場合　午前6時　の時点において
　上記2-(1)のいずれかの地区に「高齢者等避難」が発令されている時
　休校とします。
- (2)登校後に「高齢者等避難」が発令された時
　授業を中断して生徒を学校に待機させます。
- ・水害時の避難所に指定されている本校内で、高層階への避難など、生徒の安全を確保する措置を取ります。
 - ・学校待機や保護者の迎えについて、きずなネットで連絡します。
 - ・保護者が安全に迎えに来られるまで、学校職員で生徒の安全を確保します。
 - ・生徒と保護者が合流した後、帰宅するか、避難所である本校にとどまるかは、保護者の判断でお願いします。